

同年十月朔日附を以て幕府の囑托金以外別に伴天連の訴人に金子十枚、伊留藩の訴人に五枚、切支丹の訴人に三枚の副賞金を興へることを認めた高札を十月朔日附で建てることにした。十六年七月廿九日前田利常幕命を受けて重ねて切支丹の制禁を令し、次いで二十年五月外船筑前の大島に至るの報があつたので、幕府は諸藩に令して切支丹の潜匿するものなきやを注意せしめ、天和元年よりは従來隔年であつた宗門改を毎年施行せしめることにしたが、藩もその方針に従ひ、最も類族の取締を嚴にし、元治元年内藤休甫の子孫たる内藤三知の病歿するに及び、初めてその根絶を見、爾後宗門改書上の中、『轉切支丹類族の者共、常々之行跡疑敷儀無御座候事。』の項を除くに至つた。↓ウラカミノキリストン 浦上の切支丹。

(一)大聖寺藩—大聖寺藩では、元祿三年九月上河崎村次郎左衛門娘かゝるが出生し、八年十一月足輕大野甚兵衛が死し、十年六月大野久右衛門三女の嫡男大野儀右衛門が死し、十五年三月敷地浪人磯見半右衛門の女希が死し、明和三年八月に大野善助が死したる記事あつて、彼等は皆切支丹類族であつた。その最終のもののは前記次郎左衛門の孫市十郎が寛政四年十月に死亡したにあつて、その市十郎に子孫はなかつたのである。↓ウラカミノキリストン 浦上の切支丹。

キリダ 桐田 鳳至郡山、上の内の小字。
キリダカ 切高 藩政時代に、百姓の所有する田高を他に賣却することをいうた。百姓が藩の收納米を完納し得ざる場合に、切高をなさしめて之を償はしめることは、改作法施

行以後にもあつたが、自己の便宜により切高することは許されなかつた。しかるに元祿六年からそれが弛められて、同村の者に切高をなすことを許し、若しくは村内に買ひ得る資力ある者のない場合には、他村の百姓の掛作たらしめた。凡そ田高は百姓に所有權があるわけではなく、藩主の領土に耕作權のみがあるのだから、之を賣買といはずして切高取高といひ、その代價は高禮米代銀と稱して、五ヶ村組合の村吏の協議により評價せられた。
キリツケヤマ 切附山 鳳至郡猿橋の部落から西南方に在る山。高さ三三五米。地質第三紀層。

キリドホシテイ 切通邸 江戸にある加賀藩の抱屋敷で、廣さ四千四百八十歩あつた。前の地主を渡邊久左衛門と言つたから、一に久左衛門屋敷とも呼んだ。藩が開番・物頭・足輕等を置いた所で、その位置は延寶の江戸圖に載せられてゐる。明暦三年・萬治三年・天和二年十二月廿八日並びに火災に罹り、天和三年春筋違邸と共に之を幕府に納めた。その後眞言宗知足院がこゝに在つたが、知足院は次いで神田橋外に轉じて、護持院と改稱した。
キリトメ 切留 羽咋郡釋造庄に屬する部落。
キリノミツケアヒシユウ 桐の實附合集 天地人三冊の中、地巻は今失せてゐる。金澤の俳人十丈閑卓丈の附合を集めたものである。

キリバ 切場 鳳至郡河内の内の小字。
キリハサミ 切袂 鳳至郡仁岸郷に屬する部落。

キリハタ 桐畑 鳳至郡中町野郷に屬する部落。阿部判官の文書といふものに、珠洲郡の堺としてきりはたのとの木と載せたのは此の所であるが、文書そのものは偽作である。
キリマイ 切米 玄米を以て支給する足輕・小者などの食祿で、俵數を以て呼び、その一俵は玄米五斗であつた。切米は正月から八月に至る分を春渡しといひ、御算用場に於いて三月二日から十日までの偶數日に祿高三分の二の切手を交附し、又九月から十二月までの分を暮渡しといひ、十一月二日から十日までの偶數日に祿高三分の一の切手を交附した。春渡しも暮渡しも、その三分の一は堂形御藏米、三分の二は石川郡本吉・能美郡小松の御藏米で與へられた。

キリヤマ 切山 河北郡五ヶ庄に屬する部落。
キリヤマジヨウ 切山城 河北郡向山領に在つた。古城記に向山砦といふものも、これと同一であらう。但し越登賀三州志故墟考に不破彦三が居たと記すのは信じ難い。
キリヤマジンロクローウ 桐山甚六郎 享保十六年御算用者小頭並として新知八十石を受け、元文二年小頭に進んで三十石を加へ、御歩小頭・寶仙院御用人等を經、寛延二年組外に列し、寶曆十一年八十七歳を以て歿した。
キロウキブン 耆老記聞 一冊。編者不詳。加賀藩士の逸話を収録したものである。
キヲダケジヨウ 木尾嶽城 羽咋郡貝田領に在る。標高一四〇米。康安二年五月廿八日足利義詮判書に、『能州富來院木尾城合戰事。去十六日注進狀披見訖。富來齋藤次已下討捕

云々。早廻籌策追落當國城、不日可對治越中國凶徒之狀如件。』又貞和二年五月得江九郎頼員申軍忠狀に、『越中國凶徒井上宮内權少輔俊清與同八條殿並新田式部權少輔貞員栗澤彈正忠政景富木彦十郎俊行輩、今年二月三月六日令亂入當國能州、依權籠富來院木尾嶽、爲對治之大將吉見掃部助殿自越中國御發向屬彼御手云々、同十六日攻寄城墻會戰云々、同五月四日攻落彼城畢。』とある。又小室村領に近いから、尾室城といふこともあり、地方人は城ヶ峠と稱する。越登賀三州志故墟考に、木尾嶽城の位置を不明であるとし、別に貝田に城根尾城一に虚空藏城があつて、天正中温井景隆が砦を築いたと記するが、城根尾と木尾とは固より同一迹の文字を異にしたものである。
キンイチマイ 金一枚 ↓カヘイ 貨幣。
ギンイチマイ 銀一枚 ↓カヘイ 貨幣。
ギンオツ 閻越 ↓チヨウザンギンオツ 超山閻越。
キンカ 欣可 ↓ニシヤキンカ 西尾欣可。
キンカ 金貨 天正以降、加賀藩の製造通用したる金貨幣にして、最も確實なるものは左記の十三種を算する。寛文七年幕府製造の金銀貨幣を流通するの命あるに及んで、是等は凡べて止んだ。
(一)天正梅鉢大判金—天正十二年奥村永福が末森城を死守した時、前田利家の興へた賞品中に、梅鉢を刻した黄金七枚とあるものは是である。寛文中には銀四百五十餘匁と交換せられてゐる。
(二)慶長梅鉢大判金—普通の判金形で、上方丸の内に六曜の如き梅花があり、下に慶長八・五月極と二行に分書し、その下に一兩・用